

築上町告示第133号

平成23年第5回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年11月18日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成23年11月28日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

応招しなかった議員

平成23年 第5回 築上町議会臨時会会議録(第1日)

平成23年11月28日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年11月28日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第82号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)について

日程第5 議案第83号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第82号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)について

日程第5 議案第83号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君

2番 宮下 久雄君

3番 丸山 年弘君

4番 工藤 政由君

5番 工藤 久司君

6番 有永 義正君

7番 吉元 成一君

8番 田村 兼光君

9番 塩田 文男君

10番 西畑イツミ君

11番 塩田 昌生君

12番 中島 英夫君

13番 田原 宗憲君

14番 信田 博見君

15番 武道 修司君

16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君 総務課長 吉留 正敏君
財政課長 則行 一松君 建設課長 中川 忠男君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 定刻になりましたので、今から開会いたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成23年第5回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、塩田昌生議員、12番、中島英夫議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田議員。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

11月22日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程のとおり決定いたしました。

11月28日、本日は、本会議に議案の上程、議案質疑応答、討論、採決でございます。

会期は、本日1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますとおり、案件は議案第82号平成23年築上町一般会計補正予算(第6号)外1件です。

日程第4. 議案第82号

議長(田村 兼光君) 議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時議会で提案されています日程第4、議案第82号平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてから日程第5、議案第83号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第83号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第82号平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第82号平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり提出する。平成23年11月28日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第82号は、平成23年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額101億3,282万5,000円に240万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を101億3,522万5,000円と定めるものでございます。

予算の内容は、下香楽地区の庵の下池の改修工事240万円を急遽計上させていただきました。

理由は、今、袈裟丸、それから小山田線の道路改良工事をするに当たって、この堤体の上を道路が走っ

ております。この工事をするために、ぜひ地元が、いわゆる池の栓を、手戻にならないようにという形で、ぜひ先にしたいというふうな要請がございまして、これを立て樋から先のほうに変更しようというようなことで、急遽計上させていただいたところでございます。

予算、財源は一般財源で繰越金168万円ですから、そして事業費の3割を地元から分担金として負担をしていただきながら、事業を行うものでございます。

この1件でございますけれども、審議をしていただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

議長(田村 兼光君) これで説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号について採決を行います。議案第82号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第83号

議長(田村 兼光君) 日程第5、議案第83号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第83号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成23年11月28日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第83号は、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、人事院勧告がございました。この人事院勧告に基づいて、本町の給料の月額を改定する案件でございますけれども、若干、勧告とは少し違うところもございます。

違うところは、4月実施と人事院勧告はなっておりますけれども、本町は12月1日実施ということで、これは職員組合との一応交渉いたしまして、過去にそれぞれ職員の給与の減額が3カ年3%、それから5%と

ということで、これ、若年職員は3%、それから経験豊かな職員は5%というふうなことで、減額を3カ年行っております。そういう事情をしんしゃくしながら、12月1日実施ということで、これは人事院と異なるところでございますけれど、給与の平均下げ幅と申しますか、人事院勧告は平均が月額0.23%、額にすると平均が899円の減額になると。こういう勧告でございますんで、給料表は人事院勧告どおり使っていくということでございます。よろしく御審議をしていただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これで説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 人勧どおりやるということでございますが、二、三点質問したいと思います。

これによって、今、本町のラスパイレス指数がどれくらいか。

また、これがわかれば聞きたいと思いますが、この京築で一番高いと言われてました行橋市のラスパイレス指数がわかれば知らしていただきたいと思います。

それと、この前一般質問でもちらっと言いましたが、旧椎田町と旧築城町の職員の給与の格差があると。同じ年齢で格差があるという話を聞きましたが、その辺の実態を知らしてもらいたいと思います。

以上、2点。

議長(田村 兼光君) 総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

ラスについてでございますが、本町のラスは平成23年度、ことしの7月1日現在で97.7ということになっております。

なお、行橋市のラスについては把握はできておりません。

それから、2点目の旧2町間の職員の給料の格差でございますが、旧椎田町のときに、合併前に一度是正し、それから合併後、さらにもう一度旧椎田町の職員については給料の是正を行ってきております。

ということで、個々の、個人別の旧2町間の職員の給料を比較して、高いとか低いとかいったことはできておりません。といいますのは、同年齢の職員であっても、入庁時期、学歴、それから役職に昇進した時期などによって当然給料が格差が出てまいります。ということで、個々の職員間の給料の比較というのは行っておりません。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 97.7、これ、以前は95もはるかに切った数字だったんですけど、結構高くなっていると思いますが、その辺は築城に合わせたのかどうかは知りませんが、もう少し、95ぐらいを目標にやっていったらどうかというふうに思います。これは、何ですか、人事権は町長にあるんですから、要らん世話と言えばそれまでですが。

もう一つ、さっき言った個人の給与差、もう僕の聞くとここによると、これ、わたりが違うんだろうと思います

が、何級の何号、何級何、それ学歴、年数によって違うでしょうけど、その辺わたりが違って、何つう、わたる時期が違って、その辺同じ学歴、同じで経験年数も同じであっても、何号俸が違うんじゃないかというふうな話伺ってますが、その辺わたりが少し違うんじゃないかと思えますけど、もう一回答弁してください。

議長(田村 兼光君) 総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

旧2町間の給料の、いわゆる運用というのは、私把握しておりません。今、工藤議員、わたりということ言われましてけれども、それぞれ職務職階制というのがございまして、わたりということではございません。あくまでも一般職は、主査、係長、課長補佐、課長になったときに、それに相応した給料を支給するという事で、決してわたりということではございません。

旧2町間に、そこに昇進年齢、職員の年齢構成の違いによって、昇進する年齢が違うということで、当然その時点で給料の格差は出てきていたのではないかというふうに思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 当然管理職になれば、管理職手当等々で違ってくるでしょうけど、年齢に応じて、勤務年数に応じてわたりがあるんでしょうけど、そのわたりが違うんじゃないかという、それはないですか。いや、それはなきやないでもいいんですが、そういう格差がなければそれで結構でございます。

今回の案件に反対するつもりはありませんが、そういうような格差があれば、この際、今ここでは是正すべきじゃないかというふうなことで質問しました。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(4番 工藤 政由君) はい。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。西畑君。

議員(10番 西畑イツミ君) 今、町長が人事院の勧告を受けたと言われましたが、国家公務員給与引き下げ特例法案に準ずるものなのかどうかお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) それは全く考慮しておりません。国は国、地方は地方で、人事院が勧告したものは従前から尊重してきておりますんで、基本的には給料表は人事院の勧告の給料表を使うということと、3カ年は独自の給料表を使ってきましたんで、これはもう財政的に克服できたというようなことで、人事院の給料表を今後は使って行く予定でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 国家公務員の特例法案に準じてないと言われましたが、これは人事院勧告を見送っております。

で、人事院勧告が出されておりますが、政府のほうは、人事院勧告よりもこの特例法案によって地方公務員も準じて引き下げるといふような内容になってますので、その点についてお尋ねしたわけですが、そうすると、地方人事委員会はどのようなことを言われておりますか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 本町は人事委員会を持っておりませんので、人事院勧告を尊重するという建前でずっと来ております。

県は人事委員会を持っておりますけれども、県の人事委員会は今まで余り参考にしてきておりませんので、今回も人事院ということで重きを置いております。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(10番 西畑イツミ君) はい、わかりました。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をします。

今、景気が大変低迷しております。このようなときに公務員の賃下げは、震災復興にも影響が大きいので、この、また地元の商店街にも影響が及ぼしますので、この議案に対しては反対いたします。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) ないようでありますので、これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第83号について採決を行います。議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで平成23年第5回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時18分閉会